

司法書士法教育ネットワーク第4回定時総会・記念研究会

ゆるやかに、気長に、楽しく5年間 ～法律専門家と学校・教師の対話～ (5-2)

2012年6月17日(日)午後1時30分～午後4時45分 京都司法書士会会館にて

登壇者： 小牧美江氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局長
竹中秀治氏 京都府立東稜高等学校教諭
浅井 健氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局次長
平野次郎氏 司法書士 大阪司法書士会
松本榮次氏 西宮市立上ヶ原南小学校教諭
進行役： 古川百合香氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局

(2)

司法書士と学校・教師の対話から生まれた実践紹介

その1：京都司法書士会と府立高校の「シリーズ授業」実践報告

- 古川 では、続きまして実践報告の方に移らせていただきます。
まず最初は、京都府立東稜高等学校教諭でいらっしゃる竹中秀治さんと、京都司法書士会所属で、当ネットワークの事務局次長の浅井健さんにご登壇いただきます。
- 京都司法書士会は、昨年、竹中さんがおられます東稜高校にご協力をお願いし、全4回のシリーズ授業を開催しました。このシリーズ授業の実施にあたりましては、高校側の担当の先生と京都司法書士会の委員との間で、綿密な準備や打ち合わせが行われ、協力体制が構築されたそうです。どのようにして協力体制を組み、かつ4回にもおよぶ連続した授業をすることができたのか、いろいろとお話いただきたいと思っています。では竹中さん、浅井さん、よろしくお願いします。
- 浅井 京都司法書士会の浅井と申します。よろしくお願いします。
- 竹中 東稜高校の竹中と申します。よろしくお願いします。
- 浅井 京都司法書士会での連続授業の取り組みということで、レジュメがお手元にあると思います。(配布資料の)一番表に、実践報告ということで書かせていただいている内容と、2ページ目にみなさんに伝えたいこと、授業案は抜粋です。本当をいうと、授業1回ごとにこれくらいの資料を作っていて、4回あるのでかなりの量があるのですが、これを全部くっつけると大変なことになるので、抜粋のところだけ、つけさせていただいております。もし、必要ということで、お問い合わせいただければ、個別に段取りさせていただきますので、よろしくお願いします。
- まず、レジュメの最初の方をご覧いただいたらと思うのですが、連続授業をということで、京都司法書士会の方では、もともと京都府下全高校と大学に対して、毎年6月と11月に、法教育の講座のご案内を出させていただいております。その中で、何年か前からシリーズ授業もやったらいいんじゃないかと。どうしても法教育や消費者教育というのは、年1回、卒業まじかにカリキュラムが空いた時にポコッと、全校生徒を集めてやるような授業ばかりだったので、やはり子どもたちに対しての定着っていうのを考えると、やはり連続でやった方がいいんじゃないかということで。その案内の時に連続授業の案内も毎年出させていただいたのですが、なかなかご応募がなかったんです。今回、竹中さんの所から初めてご応募があったということで、我々としても是非成功させなくてはいかんと、頑張らせてさせていただいたという経緯があります。

竹中さんの方に伺いたいのですが、もともと以前、東稜高校の前任校で、西脇会長と接点があったということをお伺いしたのですが。法教育っていうのは弁護士を講師に招くという発想が中心になっていたと思うのですが、なぜ司法書士かというところを教えていただいたらと思います。

竹中

まず、先程の全体報告で、教育学と法学ということに関係があると発言されておられたんですが、私自身も法学部出身ということがまず1点です。

法学部を出て、法学部を出た人間の仕事の中で、同級生では公務員になったり、教員になったりしていますけれど、誰でも一度は法学部に行けば、弁護士になりたいと一度は思います。実際に、我々が一生の中で関わる法律業の人って、一体だれがいるかと思った時に、弁護士と関わる人って、意外と少ないと思うんですよ。ましてや裁判官の顔を知っているという人は、簡易裁判所は別ですよ。交通違反ですとか。その裁判所(注・会場の近所の京都地方裁判所のこと)のお世話になる人って、そんなに多くないと思うのです。そうすると、絶対的に自分の人生の中で関係ある法律の仕事をする人って誰かということ、司法書士だと。それを思いついたのが前任の学校で、今から7～8年前でしょうか。ようするに、生徒たちのキャリア教育の一環として、何々になるには、というシリーズの中で、弁護士とか裁判官とかではなく、もっと身近な街の法律家というイメージのある司法書士さんを頼めないかという話をして、最初に京都司法書士会の理事さんのところに単発で電話を掛けました。西脇さんのところにたどり着きました。そのたどり着いたところからスタートして、総合的な学習の時間を考えるということになって、じゃあ何をするかということで思いついて、電話をかけさせていただいたら、「じゃあシリーズでいかがですか」と言われたのがきっかけです。最初は難しい話ではなかったんです。4回できるかとか、1回だけでもなんとかならないかとか。

みなさん、どうでしょう。法務省の法教育が必要だというイメージと、実際の高校生がかかわる法律のイメージっていうのは違うと思います。交通事故にあう子もいるし、自分が事故の加害者になる子もいるし、万引きしたことがあると。そういう子どもたちもいるわけなんです。実際、彼らが関わっている法律っていうのは、もっと生々しいのですね。多くの子がスマートフォンを持っていたり、携帯電話を持っていたりして、ネットの世界で物を買ったりする、そういう中でトラブルがあります。許可を得てアルバイトをしているときでもトラブルとかに非常に無防備です。

目の前にいる高校生が関わっている法律という関係のものは、弁護士や裁判官の人が出てくるものではなく、もっともっと身近なものなんです。ですので、やっぱりお話ししていただくのは、法律の実務者の中でも、一番実務の部分で堪能な方といえますか、多くの国民と関わっている仕事の方が良いだろうということで。テーマも、最初からこのテーマに決まっていたわけではなくて、何度かお話をさせていただく中で、子どもたちに関係するのはこれだ、という形で浅井さんのレジュメに書いてある1回、2回、3回、「契約と消費社会」「インターネット、携帯電話と法律」「労働契約と人権」という流れになっていきました。

私どもの高等学校は、まず1点は勉強を教えることが一番重要な仕事です。いわゆる基本的な英数国理社、あるいは体育、あるいは芸術等のいわゆる基礎学力を基礎学力として認めるのが、育てるのが一番大事な仕事です。ところが、みなさんのお手元の資料(学校案内パンフレット)を見ていただきたいのですが、開けていただいたところに醍醐寺の写真があります。その醍醐寺の写真の下の方に、教育方針「真の自己実現にTRY」をスローガンに「人間力」と「質の高い学力」。「人間力」と「質の高い学力」というのが本校の看板で、これはどこの公立高校でもできることなんですが、その中でも私どもは人間関係形成、社会的な規範意識であるとか、人権意識だとか、公共心、コミュニケーション能力、そう

いうものを非常に重要視しています。実際のところ、たとえば法的な機関にアクセスする力であると。それはコミュニケーション能力が基本ですよ。そういった類のものが、私どもの目から見て、本校に限らず今どきの高校生は非常に劣っています。格好良くいいますと、生徒を被害者にしない、子どもたちを被害者にしないという発想が、このお話のスタートではなかったかなというふうに思います。

浅井 そういったお話を事前にさせていただいた中で、最後の授業に「紛争解決と法律」というテーマを挙げさせていただいたのです。個別の法律教室をさせていただいた中で、こうしたらダメだよとか、そればかり教えて、1回単発の授業だったら、「これをしないでおきましょうね」とか、そういった形の授業ばかりになってしまうんです。結局、継続するというところで、基本を教えて、基本をある程度理解していただいて、なんかおかしいなと、まず気づいてもらう力を養う。でも、気づくだけじゃだめですね。さっき言われたように次のアクション、次にどこに相談しに行ったらいいのか、そこらあたりまである程度考えていただいたらなということ。今回の4回目の授業で、我々司法書士会、京都でやった中でも初めての「紛争解決と法律」というテーマですね。実際のトラブルに対してどうやって対処したらいいのか、そういった時にどうするのかということ、4回目の授業の中心にさせていただきました。

レジュメの一番最後のところを見て頂いたら分かるのですが、竹中さんとの打ち合わせの中で、子どもたちがどういう解決をしているんだろうか？ 友達に相談したり、親に相談するとか、先生に相談する。結局それで解決策が見つからず、またややこしいことになってしまうってことがあります。怖い先輩に相談したりする事例とかを、竹中さんに具体的にアドバイスをいただいた内容で作らせていただきました。

竹中 先程申し上げましたように、子どもらは学校の教師よりもはるかに世の中で生きているわけです。どうしても働かなくてはならない時は、ちゃんとした所で、ちゃんとした条件の下で働くのが当たり前なんだということを教えていかななくてはならない。自分がトラブルにあったときに不適切な人たちに相談をする。そういうことを避けたいよねというお話をさせて頂いたら、もっともだとおっしゃっていただいて、それでこういうテーマを設定していただいた。

浅井 そういふわけで、保護者にも講座が必要じゃないかというご提案もいただいて、今年もできればということで考えています。やはり環境的なところもあって、相談するすべがなかなかない。あるいは全然とんちんかんなところに相談に行ってしまうと、かえってややこしくなるという現状があるので、少なくとも相談場所を自分で考えて、おかしいと思った時に、友達とかではなくて、きちんとした所に相談できるように最終的に理解していただいたらいいのかなと思って、4回目で「紛争解決と法律」というわざわざテーマを作ってやらせてもらったということです。

そもそも子どもたちがいろいろ授業を聞いていく中で、当然みなさんいろいろところで授業をされている経験の中で、集中力とか、いろんなところで聞いてもらえていないなというところがあって、なかなか苦労するところがある。当然、東稜高校も普通の高校ということで、就職する者もいれば、進学する者もいる、ごく一般的な学校なんですね。正直いうと、進学校なんかに行くと、聞いてもらわなくても良いような子どもたちが熱心に一生懸命聞いている。本当は聞いてもらわなければいけないような子どもたちはほとんど寝ている、というような中で、せっかくこういう授業を連続させていただく中で、どうしたら子どもたちが聴いてくれるのかなと。竹中さんと打ち合わせしながら、いろいろ工夫しました。

シリーズ授業と言いながら4クラス同じ内容で、同じ日に同じ時間帯でやるということになっています。しかも授業の一環ということなので、欠席者にはビデオをとって、ちゃんとそれを見てレポートを書いてもらうということで、均一の授業をしなくてはならないということがあったんですね。そのようなことがあって、法教育委員会の方で事前に打ち合わせをして、模擬授業も竹中さんに来ていただいて、実施しました。やはりなかなかしゃべるだけで一生懸命になってしまうので、このようなグッズ(注・前のホワイトボードに掲示)を使わせていただいたんです。このあたり竹中さんからお話しいただければと思います。

竹中

司法書士会の先生方には、毎回10人以上来ていただいて、お世話になりました。私の注文でたぶん一番申し訳ないなと思いながら、実は意識していたんですけど。「パワーポイントを使わないでくださいね」と言った瞬間にかなりしんどくなったと思うのです。パワーポイントを使って、これらの説明を全部やると、スマートだし、先に進むし、わかりやすい。でも、絶対誰も聞きません。間違いなく、保証します。ずっと右から入って左に抜けるという感じです。(注・実演しながら)こういうふうにして、これがああだよ、こうだよと立って説明して、ということをこういう形で示すことで動きがありますし、やりながら、その間止まりますよね、話が。止まったときに子どもらは見るんです。ずっとしゃべっていると、絶対にそのまま寝てしまいますから。途中でしゃべるのをやめるとか、あるいは違う動きをするとか、というのはものすごく大事です。だから、すごく手作り感のある授業こそが、みんなに、高校生に聴かせることができる授業だということをお願いして実行していただいたので、まことにありがとうございます。

浅井

こういった形でいろいろとグッズを作りまして、本当いうともっともっとあるんですよ。これ、個別に4回授業それぞれに、小ネタを用意させていただいて、たとえば、これはクレジットカードの模型のようなものとか、あるいは先生方に立っていただいて、(注・首からパネルを掛けて)クレジット会社の人、販売会社役の人、お客さん役の人。こうして出てきていただいて、カバンを購入した時のお金のやり取りであったりとか、そういったのを実際に、パワーポイントではなくて講師だったり生徒でやることによって、子どもたちの集中度が変わってくる。おもしろいことやとるなということだけでも集中するという一方で。逆に我々も、グッズを使うことによって、子どもたちがこんなに集中してくれるんだなということが、非常に理解できたのかなと思っています。

あと、当然司法書士会がやることですので、司法書士のPRというのをもさせていただかなければいけないのかなと。それで、法律関係者で一番アクセスするのが多いのは弁護士・裁判官・検察官より司法書士が多いんだよということ。たとえば家を買うというところに司法書士が出てくる。もし不動産を持っている人が亡くなって相続となれば、司法書士がでてくる。そういうことで、まず司法書士が何をやっているのかということを経営者に少し5分くらいお時間をいただいて紹介させてもらう。そこでも工夫をしなければいけないということで、不動産登記の紹介の時には学校の(土地の)登記簿を見て頂いて、これは誰のものだということを見て頂いた。あと商業登記ではジャニーズ事務所の(登記簿)謄本をつけて、「これ、キムタクがもし社長になれば、キムタクの住所がのるんだよ」と、そんな話もさせていただきながら、こういったことをやっているんだなとイメージしてもらう。あと、裁判事務とか後見がありますが、ご自宅の中で高齢の方をかかえておられる生徒さんもしらっしゃるんで、また福祉関係に進まれる方もおられるので、こういった後見制度というのがあるんだよと、それも司法書士がやっているんだよということを紹介させていただきました。このへんは司法書士のPRなので、あまり時間をとると「契約」のところに入っていけなくなるのですが、これも担当が考えながら一生懸命させていただきました。

あと、このようなグッズの活用以外に、事前授業という形でご協力いただきました。「契約クイズにチャレンジ」とか、携帯でしたら「携帯・インターネットクイズ」ということで、クイズを出させていただいて、それを授業の時に必ずこれを(黒板に)貼って、契約の解説の中で答え合わせをしていきながらさせていただいたということです。事前に先生に苦勞していただき、事前に答え合わせ、回収までしていただき、統計を取っていただいて、どこがよく間違えたかということまでフィードバックしていただいてから、我々が授業をする。結構ご苦勞だったと思います。

竹中 数としては、4クラス160人くらいのことですので、たいしたことはないのですが。ショートホームルームで、担任の先生に配ってもらい、やってもらうんです。担任にやらせて回収して、集計まで取ってくれとはいえないので、「集計は私がやりますからお願いします、渡してくださいね」とやって集計して、「意外にこれできてませんでした」と言って話を(司法書士会に)お返りする。それを3回やって、ロングホームルームは金曜日ですので、火水木の3日間に1回ずつやって、今週の金曜日にこれがありますよと、生徒に毎日言うておくんです。1回目はともかく、3回4回となると、生徒はだんだん慣れてきます。

浅井 毎週金曜日が授業だったので、その週の前半にこのクイズを子どもたちに配ってもらって、それで「金曜日に来るんだな」という認識をもってもらったうえで、我々がいくという形でさせていただきました。

打合せで、パワーポイントを使わないということと、レジュメを配らないということをおっしゃったんです。我々はレジュメを配って授業をするのが通常だったのですが。そのあたり竹中さんどうなんですか？

竹中 パワーポイントと同じで、レジュメなり書き物を配ると、もうそれを見てしまって聴かない。まことに人間というものはありがたいもので、一つの情報の出所を一つしか認識しようとしません。我々でもそうです。同じものを配ってもらうと、それを見るか、なかったら前を見るということになります。究極は落語だと思っています。何ももたせず、なにもせず、なにも具体的なものなしでうどんを食べたり、手紙を読んだりします。要はそういう形が理想的なんです。先生方に本当に申し訳なかったのですが、パワーポイントは使うな、レジュメは渡すな、話術だけで行け、とこういうことを言って。なんとえらそうなことをいってるんだろうと思うのですが、子どもらは、やっぱりそうだったなと思うのです。

私が一番恐れたのは、1回授業をやって、2回目以降、もうこの子たちのところにはいきませんと言われるのが怖かったです。本当に心から感謝するんですが、その子どもたちが感想文を書いた時に、少なくとも8割以上の子どもが「わかった」と答えるんです。少なくとも「わかった」「よくわかった」「ある程度わかった」が8割以上です。つまり1人、2人の子どもを除いて、ほぼ全員が「役にたった」と答えるんです。ということはわかっているんです。なんとなくだけど、こういう話は良かったなと思えるのは、パワーポイントを使わない、ものを渡さない、グッズでやる、手作りですということが功を奏したと思います。

浅井 実際、生徒さんの前でしゃべるといのは、我々は落語家でもないんで、子どもたちをひきつけるというのは難しいところはあるのですが。内容的なところで、事前に竹中さんに吟味してもらい、必ず模擬授業を事前にさせていただきました。各1回ずつ。実際に学校に行くと、他の先生方や、教頭先生にも見て頂いたりとか。竹中さんに実際にここ(司法書士会館)にお越しいただいて模擬授業を見ていただきました。

その中でいろいろなご指摘があり、言葉遣い一つとっても、配慮しなければな

らないところがある。よくお父さん、お母さんと言っているケースもあれば、保護者ということもあります。保護者が良いだろうなと思っていると保護者もだめだと。「おうちの方」という言い方にしてくれとか、いろいろ変更しました。実際、環境的なところがいろいろと違う。連続授業の中で、家族法的なところも入れようかと思ったのですが、あえて外さなければいけないなど。竹中さん、ちょっと、この辺の補足をいただけたら。

竹中

保護者、お父さん、お母さんの言い方の話なんですけれどね、みなさん、どうでしょう？ みなさんが取り扱われるお仕事の中で、夫婦一緒にそろって来られる場合と、片方だけの場合と、子どもたちの問題の場合、いろいろあると思うんですけれど。私どもの仕事の中では、最近特に多いのは、どちらか片方というのが最近多くなってきています。

お父さん、お母さん、と言うより「おうちの人」と言った方がよいだろうと思うのです。その言葉を聞いたら、後は自分で勝手に考えてくれるので、それで良い。子どもによってはそれはおじいさんであったり、おばあさんであったりします。そのような言葉一つ一つが難しいかもしれないのですが、私たちも気をつけなければいけないことは、外から来て話していただく先生方にも気をつけてもらわないといけないということをお話ししました。

浅井

実際、離婚されている家庭や、両親がいらっしゃらなくて、おじいさん、おばあさんに育ててもらっている子どもたちもいるということなので、そのへんは省きましょうかということで、こういうテーマにさせていただきました。

やはり基本となるのは、そういった内容について、司法書士だけが考えるのではなくて、先生方も一緒に入っていて、我々が考えた案に対して実際に模擬授業をやらせていただいて、そこで、違うところを修正していただいて、というのをきっちりさせていただいたのかなと思っています。

先程、子どもたちの集中力というお話をさせていただきましたが、私もいろいろな高校に行かせていただいているのですが、講師として初めて行った高校で強烈な印象を受けました。最初に行った学校は学年全体で、卒業まじかに卒業生が全員集まってやるような授業でした。寝ている者もおれば、レジュメを紙飛行機にする子も実際にいました。東稜高校では一つのクラスの中で、そんな状況になるのかなと、ちょっと不安でした。竹中さんに「絶対聞きませんよ」とか「場合によっては、失礼なことがあるかもしれません」と大分脅かされていました。

実際に目の前に立って、午後の5時間目、眠たい時間、ご飯を食べた後の時間に我々が行って。でも1回目は結構集中力があつたんです。私は4回連続で1組で授業をさせていただいたのですが、だんだん子どもたちは慣れてくるんですね。慣れてくると、普通、部外者の講師が来るといって緊張して最初は聞くのですが、教壇に立って授業が始まったとたん、教壇の目の前に座っている子がすっと寝るんですね。この子をどうやって起こそうかなと思って悩みながらやってたんですけれども。でも実際、子どもたちは寝ているようで、意外とよく聞いているなと思いました。寝ている横でずっとしゃべっているような感じがするんですが、感想をあとで見せて頂いたら、よく具体的な細かいところまで感想を書いているなと思いました。特に、ヤミ金の話なんかをして、ヤミ金の取立ての話をする、むくっと起きだしたりして。アダルトサイトの話になると、興味津々になってきて、「えーっ、先生それあかんの？」と急に絡んで来たり。一番興味ありそうなテーマ、興味をそそるような内容を先生の方で考えていただいて、それに対して話ができたのが良かったかなと。

それと、労働ですよ。これは私語が多くなりました。「うちはこうなんだ」「うちはこうなんだ」という状況になって、「先生、これはどうなの？」と個別の質問を受けたりしました。進学校だと、基本はアルバイト禁止なので、「労働」

という一般的な知識として聞いているよという感じなのですが。実際にアルバイトに行くと、「えっ。(夜)10時以降あかんの?」と。「一体今、いくつやねん?」と、子どもたちも正直な話をしたりするんですが。そういう実践的なところ、具体的なお話、子どもたちの感想があったら、お話しただけないでしょうか?

竹中

実際は、許可制でアルバイトをしている生徒がいますから、仕事先で頼まれていろいろなことをすることが、当たり前だと思っているんです。「ホンマはこれは違うねんで」ということを違う人からいわれたら、「やっぱり、そういえば何かおかしいな」と思うこと。それを自分で感じさせるというのが、ある種の目的だったのかなと思います。

本当に先生方にご苦労をかけて、個別の質問やら、勝手に寝とるやら起きとるやらわからんやつらを相手にしゃべったなと思われたでしょうが、本当に子どもには意識として残っていますので。その残っていることを、あの子どもたちはどこかで何か役に立つだろうというように考えております。

浅井

私はいつも(講座で)しゃべっているのですが、4クラス同時となると、なかなかしゃべりなれていない司法書士の先生方にも行っていただいて、事前授業をするなど、なるべく標準化した形でさせていただきました。

去年は委員会を18回開催して、17回をこの教材作りに費やして、たまたまうまくいって、司法書士会として協力体制もあったからというものもあるのですが。先生側のご苦労というか、まずこういってできる背景が、たぶん教育委員会との関係とかであったと思うのですが、教えていただいて良いでしょうか?

竹中

一番最初にも申し上げましたが、予算がつくかどうかということがわからなかったんです。お願いに行った段階では、やる年度の前の年にお願ひに行っているんで、来年度予算がつくかどうかは全く分からない。予算が、交通費を含めてわずかでも日当のようなものをお支払いすることができたのは、その予算が付いたからです。予算がつくかどうかというのは、(予算が)ついたから計画を立てますというようなことでは間に合わない時期にしかできませんので。お願いして「すみません0円ですでもいいですか」と言い続けて、「それでもいいですね」と脅迫するように言い続けて、それでうんと言ってもらって、で、「予算がつかました、ちょっとですけど」というと喜んでいただいて。

何が一番しんどかったか?という、私は個人的にしんどかったところはありません。まったくありません。それはなぜかという、非常に協力していただいたから。個人的にしんどくなるのは、先程申し上げましたように「この生徒さん達には無理でしょう」という一言が一番怖かったです。1回やってみて、「この子たちには必要ではないのでは?」とか、「この子たちでは理解ができないでしょう」とか、言われるのが怖かったですね。それを言われずに、忍の一字で、4回やっていただいたのは本当に頭が下がるというか、ありがたいの一言です。

あともう一点、私自身がもうちょっとやれれば良かったなと思うのは、担任がもう少し教室の中で一緒に入れなかったかなと。「総合的な学習の時間」といっても、この2年生については担任が主催しますので、実際に他の時間は担任がしゃべったりしているんで、担任同士が交替してしゃべったりしていますので。担任がもっと先生方とお話しして、自分のクラスはこのようだとか、事前の打ち合わせができなかったのかなと。基本的に僕だけが右代表で出ていた形になりますので、自分が先生方のお話を担任に伝え、学校の先生方も私から聞いて、だから、どちらも通訳が入っているのです。そうすると、担任がちょっとこうすると良いかなと思っても、私の思いで勝手に変えて伝えているんです。(司法書士の)先生方の気持ちで、これは困るなということも、私の眼鏡を通して担任に伝える

ので、本当に正直、この二つがつながっているとは言えないかもしれない。本当にこの二つがつながったらうまくいくのでしょうか、その場合はうまくいかない例も考えられますよね。ですので、そのあたりで、学校の組織を、そのままこの講座授業にきっちりとしてはめ込んだという力が私にはなかった。そのあたりが私には苦しかったかなと。ただ、ポイントポイントだけは一生懸命おさえて、実施できたかなと考えています。

浅井 1回目に、我々がこのシリーズ授業が初めてということで、いろいろな報道で宣伝されたり、教育委員会で宣伝すると、府議員さんとかもこられたり、かなり大変だったと聞いています。

竹中 府立学校に府議員が見に来るなんて、一見当たり前と思わはるかもしれませんが、滅多にないことです。それは当然です。司法書士による連続法教育講座を今まで誰もやっていなかったのですから。おかげといいますか何というかおまけがついて。府議会の方から本校の生徒に対して、「あんたたち法教育やったんだから、法律がどうやってできるのか、ナマを見たくないか」というお話をいただいて、たぶん府議会史上初めて、高校生の集団傍聴をさせていただきました。あの子たちが府議会の議場に入って、議会を見学させていただいたという大変光栄なおまけがつかしました。その点では、非常に面白かったです。

浅井 そういうプラスアルファもあったということで。そういう形で連携してさせていただいたということなんですが、今年も秋くらいから、また連続でということで、3クラスでさせて頂こうかなということを考えています。竹中さんがおっしゃっておられた担任の先生方の協力ということで、できれば入り込んでいただいて、クラスの中で絡みながらやっていけるのが理想なので、そんな感じにできればなど。今後打ち合わせでできればやっていきたいと思います。

竹中 今年は担任が3人なんですね。その3人の担任たちと何かできないかなと思っています。もう一つは去年敗れてやらなかったことで、本校の進学クラスが3クラスあるのですが、国公立大学に行くような子どもがいるクラスで、じゃあ、今度はその子らに何ができるんだろうなど。もう一つは、このパンフレットを見て頂いたら分かるのですが、本校はキャリア系のコースがあるんですね。ウィンドサーフィンをやっている子の写真があります。毎週ウィンドサーフィンやっているわけではないのですが、ウィンドサーフィンをやっている写真ののっていたり、下の方に赤ちゃんを取り囲んで何かやっているような写真がありますよね。この子たちは「ライフサポートコース」と「ライフスポーツコース」といって、普通科の中の特別コースで、将来的には例えば保育士さんになりたいとか、看護師さんになりたいという子が集まってきたり、あるいは運動系クラブの子ばかりを集めているクラスがあったりします。いわゆる普通科の中でもちょっと普通科じゃない、そういうコースをおいてますので、その子らにその観点で何ができるのかなと。ということも含めて、今年度は、2年生を対象にしているのですが、すべてのクラスで最低一回はお世話になればありがたいなと、そういう打合せをはじめていきたいなというふうに考えているところです。

あと、最初に話がありましたように、PTAを動かして、親にしゃべりたいなと。PTAの会員である教員と保護者にこういうことをやっていて、かつこういう意義があって、かつこういう内容でやっているから、みなさんの役に立つんですよということを周知していきたいなというのが、私の目算というか、考えているところです。また協力をお願いできたらいいなと、考えています

浅井 それについては、京都司法書士会の方で、また頑張って委員会の回数を増やし

ていきたいなと、そこに（注・会場内に）委員長がおりますけれど、やっていきたいなと思いますけれど。

実際、進学する子どもたち、あるいはキャリア教育的なところでやられている子どもたち、あるいは今の一般の生徒と、それぞれにターゲットが違うし、それぞれの理解や目的が違うので、そのあたり個別に同じ2年生であっても内容を変えていきながらやっていかなければならないのかなと思っています。実際、私の娘も高校3年生で、同じような普通の高校に行かせていただいているので、子どもたちの様子を聞いていると、うちの子もこんな感じなんやろなあ、よくわかる感じです。ただ、やはりこの子たちに、どうしても印象に残ってもらいたいということがあるので、落語ではないのですが、我々も「話術」を磨いて何とか引きつけられるような授業にしたいなと思っています。

竹中さんが東稜高校におられるのでやっていただけるといえるのですが、たとえば、竹中さんが次の高校に転勤された時に、その高校でできるのかとか、あるいは竹中さんが転勤された後の東稜高校で継続してできるのかと。そのあたり、司法書士会ではなくて、そういった移動した先でもフォローしてできるようなことは、司法書士ネットワークの役割でもあるんですが、継続していくためには、どういう工夫というか努力が必要なのか？というところを聞きたいのですが。

竹中

最近、役所関係、府立、県立、市立、どこでも悩みの種は予算化だと思います。予算がつかないと、結局、手弁当ではどうしようもないということがあります。もう一つは、教員側の問題点の共有というのですか、この学校の生徒にこういうことをしたいという問題点は、教員が変わってもさほど変わらない。一つの問題点、課題が数年で解決するということはほとんどありませんから。その課題の解決を目指しながら、その課題をテーマにしたことを毎回やっている。そのことを教員がずっと持ち続けられれば、実はどこの学校でもできるんです。

なぜ東稜高校でできるのかということですが、東稜高校は特殊な学校ではありません。普通の学校です。じゃあなぜできるのかということ考えた時に、うちの学校の教員の課題意識が統一されているということです。これは間違いありません。私が居なくなってもその課題意識が消えるわけではありませんし、「総合的な学習の時間」や、ロングホームルームで、担任が差配しますので、担任なりその時の担当者なりが課題を共有できれば、これは継続が可能なのです。

浅井

たまたま竹中さんにあたったということなんですが、京都司法書士会の方では、毎年春6月と11月に「法教育の案内」を出させていただくのですが、案内をだす適切な時期というのはあるのでしょうか？

竹中

実は6月ですと、既にその年の年間計画は決まっているわけです。11月だと、来年の年間計画を出すには少し早いです。タイムリーなのは、実は1月・2月です。来年の年間計画を立てる時期。来年の年間計画は立ったけれども、まだ少し余裕があるね、変えましょうかというのが4月ごろ。ですからその間に案内を出せば、希望をしてくる学校が多くなるかもしれないと思います。

浅井

ありがとうございます。実際、子どもたち、生徒たちに何が必要かというコンセンサスが統一しているから、東稜高校ではできたということなのですが。我々はそういったところにアンテナを張りながら、いろいろなところでPRを継続していく必要がある。どこまで対応できるのかというのはありますが、東稜高校さんの方でこういったシリーズ授業をやっていただいたので、同じような内容で同じような形の授業というのは、基本それほど手をかけずにできるのかなと。レジュメとかも、公開は、京都司法書士会がどうするかはわかりませんが、言ってい

ただければ、できる範囲でご協力させていただきますし、いろいろな寸劇のネタもありますので、遠慮なく言っていただければご提示させていただきたいと思っています。

最後に、こういうネットワーク、広がりということで、全国各地からこうしてお越しいただいているのですが、高校の先生から見て、こういうような所を心掛けているとか、そういうことを語っていただければと。

竹中

司法書士を主人公にしたドラマってないですね。弁護士さんのものはあるし、おまわりさんもあるし。何とか頑張って、そんなに遠くない将来、司法書士をテーマにしたサスペンスドラマを作ってもらえたらと。毎日、街の法律家として活躍しておられるのが、普通の高校生に見えない。本当に見えない。実際にはマンションなり一戸建てに住んでる子どもたちは、自分の親が司法書士の世話になっていることを知っているはずなんですけど、知らない。そのことが、すごく残念だという気がします。

今回こういった形でやっていただいて、パワーポイントだめですよとか、手作りにしてくださいねとか、そんなわがままなことを言った、それにすべて応えていただいたことに本当に深くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

さらに、そのうえに、子どもたちをどうするかということに共鳴していただいたことに非常に感銘を受けております。なかなか目の前の子どもを見た時に、腹立つことばかりで、なかなかなんとかしてやろうと思わないじゃないですか。こんちくしょうと思う中で、何とかしてやろうという思いを4回継続していただいたことに、本当に心から感謝の気持ちを伝えたい。ありがとうございました。

浅井

本当にそんなお褒めの言葉をいただき、ありがたいです。私たちが法教育だけでなく、司法書士がどういったものだということも紹介させていただいたというのはありがたいですし、子どもたちの中から一人でも司法書士を目指す子が出てきたらうれしいなと思います。また、今年もがんばってやっていきたいと思っています。

古川

ありがとうございました。
(休憩)

(5-3に続く)